

## 会議録

名称	令和3年度第8回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和4年3月28日（月）午後2時から午後3時40分まで
会場	目黒区総合庁舎本館4階政策会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、関、斉藤、かいでん、後藤、伊藤、中村、平谷、塩月、青木、飯塚、五来、永積 （区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、八雲中央図書館長
傍聴者	なし
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 前回答申文 諮問文 審議会委員名簿 参考資料
会議次第	1 会長あいさつ 2 諮問事項 （1）データ利活用基盤の導入について （2）図書館情報システム、電子図書館システム及び閲覧席予約システムの運用一体化に伴う業務委託範囲の拡大及び外部結合について 3 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和3年度第8回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>まだお見えでない委員もいらっしゃるようなんですけれども、定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第8回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>庁舎での審議会開催にあたりまして、次の4点、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。1点目でございます。各委員、区側の説明員とも、参加にあたりましては、不織布のマスクの着用と手指の消毒をお願いいたします。換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、1時間に1回10分程度窓を開けて換気をいたします。区側の説明者につきましては、入替え制とさせていただきます。マイクの使用にあたりましては、使用後、区の職員において消毒をさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症対策で使用できる会議室も非常に限られておりますので、定刻に終了できますように進行にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日、傍聴人はおりますでしょうか。</p>
区側	<p>おりません。</p>
会長	<p>傍聴人については、ないということでございます。</p> <p>議事の進行にあたりまして、一言お願いを申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問等を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事務局から出席状況についてご報告いたします。本日机上配付させていただきました名簿の備考欄に記載のとおり、本日、委員1名から欠席のご連絡をいただいているところでございます。また、委員1名が30分ほど遅れていらっしゃるというご連絡をいただいております。また、一覧には記載はございませんが、先ほどご連絡がありまして、委員1名が15分ほど遅れていらっしゃるというご連絡がありました。委員1名から、追加で欠席のご連絡をいただいたところでございます。つきましては欠席が2名となりますので、当審議会の委員は21名、定足数は過半数の11名となりますので、出席委員19名というところで、定足数を満たしているという状況でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>(事務局から資料の説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、議事を進めてまいります。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、各委員のご発言は、審議事項について明瞭かつ簡潔にお願いいたします。区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくをお願いいたします。</p>

## 2 諮問事項

### (1) データ利活用基盤の導入について

会長	それでは、次第2、諮問事項(1) データ利活用基盤の導入について、区から説明をお願いします。
区側	(資料により説明) (約12分)
会長	どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 まず委員から。
委員	ちょっと分からなかったもので、具体的に教えていただきたいんですが、資料1-1の2の「データ利活用基盤の概要」の中で、「デジタルアーカイブ」の項目の中に、伝統芸能、文化、人というのと思い出というのがあるんですけども、これは具体的にどういうものを想定しているのかを教えてください。
区側	デジタルアーカイブの人や思い出というところがございます。思い出のほうが説明しやすいところだと思うんですけども、色んな区の中でのイベントですとかそういったところが一番分かりやすいものかなというところですが、思い出も人それぞれ、いろんな切り口で目黒の思い出というのがあると思いますので、人のイベントですとかそういったものを色んな切り口で集めていこう、また、服装ですとか、おしゃれなまち・目黒というところもありますので、服装の格好をデジタルアーカイブしていったりとかということも一つの視点として「人」という切り口で書いてしまったんですが、そういったところを一つの例として考えていくということです。 ほかにもいろいろなアイデアがこれから上がってくると思いますので、この事業を進めていく中で、いろんな要素で写真とか映像を集めていければな、そう思っております。
委員	人というのは。
区側	人というのは、服装ですとかそういったものを、1つ例として考えています。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかの方はいかがでしょう。 次の委員どうぞ。
委員	簡単な確認も含めて7問質問いたします。 資料1-1の取り扱う個人情報なんですけれども、これ、庁内のデータベース化であっても、対象から外してほしいということの申出があれば可能かどうかということと、情報公開請求で自己情報が、利用の有無というのを確認できるものになっているのかどうか、これが2問目。 3問目は、資料1-2の(2)の「個別対策」の①の「自動または手動で廃棄する」とありますけれども、判断の違いは何によって違う処理になるのかというのはちょっと確認です。

もう1件、資料1-3の図なんですけれども、別紙1の上の図なんですけれども、右上にありますオープンデータとデジタルアーカイブにつきましては委託で、ほかは庁内で行われるのか、どこからどこまでが庁内で委託なのか確認をさせていただきます。

あと資料1-3の下の図の左側のデータ整備のことなんですけれども、これ今、5個、例題という形で洗い出しで挙げられていると思うんですけれども、将来的なことなんです、客観的なEBPMのためにデータ整備というのが行われると思うんですけれども、例えば国はGIGAスクール構想の中で、児童生徒のデータをマイナンバーとひもづけて教育のデータ利活用も検討したりしています。このように、デジタル庁からの要請で保有データを分析していくということがあるのかどうか確認をさせていただきます。

6問目なんですけれども、今、内閣府に設置されました研究会では、データベースを扱う情報の候補の例として、生活保護や就学援助の利用状況、例えば給食とか教材費の支払い、対応状況、学習成績、理解度、宿題や部活の実施や服装、身だしなみなど、極めてセンシティブな情報が候補の例として挙げられています。

深刻な状況にある子供たちの家庭ほど支援が届きにくいという実態がありますけれども、行政が個人情報を集積、分析、評価することは、プロファイリングやスコアリングなど、個人の権利侵害の不利益につながるおそれがあります。こういったことについても区としては、データの整備、分析というのは将来の利用、そういう予定というか、可能性があるかどうかと、最後に、AIによるプロファイリングやオープンデータの突合による個人情報として扱われるような内容になってしまうということにつきましては、区としてどのように考えるかどうか。

会長           では、お願いします。

区側           7点にわたるご質問をいただきました。全てはメモし切れなかったところがあって申し訳ございませんけれども、まず最初、ご自身の情報を対象としないしてほしいという申出ができるかというのが1点目だったかと思います。こちらは、基本的には統計データとして用いるということになってきますので、最終的には個人情報をそぎ落としていくところを想定しております。端的に言えば、基本的には、そのデータを使わせていただくというところで、個人情報を除外してほしいということからの申出というのは考えていないというのが現状でございます。

というのも、データを取り除いていってしまいますと、真に必要な政策を考えていくところができなくなっていってしまいますので、個人情報の取扱いは当然適切に行っていく前提の下に適切な政策を立案していくというところでは、丁寧に区民の方に説明をしていきたい、そのように考えているところでございます。

2点目、情報公開ですとか自己情報の開示請求で、個人のデータの利用状況についてを確認できるかというご質問だったかと思います。こちらにつきましては、制度上、確認することができるとなっております。自己情報開示請求で所定の手続をしていただければ、どのところで使っているというところは公開していくところを想定しているところでございます。

資料1-2、イの(2)個別対策、①庁内ビッグデータ分析基盤のところだったかと思えます。自動または手動で廃棄するというところで、どういった場合が自動か、どういった場合が手動かというご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、基本的には自動を想定しているところではあるんですが、これからシステム選定をするという作業の中で、全てが自動化できるかというところがまだ確定はしていない。これから業者と詰めてやっていく

ということになりますので、自動または手動ということで書かせていただいております。ただ、基本的な運用といたしましては、抽象化処理が終わりましたら、そこに置いておく必要性はありませんので、即時に個人情報を含むデータは削除して、統計データだけを蓄積していく、そういった運用を考えているところでございます。

4点目、資料1-3、図のオープンデータ、デジタルアーカイブ、行政情報と枠がある中の委託の範囲についてというところのご質疑だったかと思えます。オープンデータにつきましては特段委託は現在もしていないというところで、区の内部で行っているところでございます。デジタルアーカイブ、こちらはGISを使ったりですか、そのデータを蓄積するためのデータベース、こういったところの構築委託を考えているところでございます。また、行政情報の庁内ビッグデータにつきましても、データを蓄積して簡易的に見られるようにする、いわゆるダッシュボードと呼ばれるようなものですが、簡単に操作すると区の状況がぱっと見えるというようなものをつくったりとかというところで業者委託をする予定でおります。

5点目、1-3ページの下のデータ整備の部分、左側の絵の部分でございまして。GIGAスクール等、国の要請があれば、そういった教育のデータについても含めて考えていくのかというご質疑だったかと思えます。こちらにつきましては、実際、国の要請が来てみないと何ともいうところではございまして、こういった要請でこういった目的でそのデータが欲しいというところが来るのかによって、個人情報の適切な管理というところで、そのときになってみないと分からないというところです。ですので、今後、国の要請があり次第、その中身を精査して、必要によっては審議会にお諮りして判断をしていくというようなことを考えています。国から要請が来たからすぐに、はいって出しますよということではないと、そう考えているところでございます。

6点目、生活保護ですか就学援助とか、いろいろプロファイリングに結びつくようなデータ、データ分析の可能性、そういったセンシティブデータの分析をすることがあるかどうかというのが6点目だったかと思えます。こちらは、センシティブデータについても、基本的には匿名化していきますので、データをそぎ落として、統計データとして取り扱った上で分析をするというようなことは想定をしているところです。ただ、統計データといいますが、例えば1件しかないデータの統計ですと、その方が特定される危険性は大きいと認識しております。国のデータの取扱いのルールを示しておりますガイドブック、こちらの中でも「特異なデータ」という表現を使っておりますけれども、特異なデータの取扱いについては十分に注意して、必要に応じて、そのデータを取り除くというようなことをしたほうが良いということが指針として示されておりますので、そういった特異なデータがないのかというところは区としてもチェックしていく、そういったことが必要と考えております。

最後、7点目、プロファイリングのところだったと思うんですが、7点目だけが、ごめんなさい、メモできてなくて、教えていただければよろしいでしょうか。

委員 AIによるプロファイリングとか、ほかのオープンデータを突合しますと個人が特定されるような状況というのは、海外でも事例としてありますし、そういったことにつきまして区はどう考えているのかということをお教えいただきたいと思えます。

区側 失礼いたしました。プロファイリングのことに関連してというところで、先ほども申し上げましたとおり、特異なデータが個人を特定されてしまうことがあってはいけないと考えていますし、統計データの中にも、場合によっては、いろいろ組み合わせることによって個人が特定できてしまう可能性は否定できないと思っております。ですので、そういったことが

ないのかというところ、区としてもデータを利活用していく中で、区内ビッグデータを分析、整備していく中で、統計データを使っていく過程で事故が起きないように区としてもチェックをしてしっかり対応していきたい、そのように考えているところでございます。

会長 委員どうぞ。

委員 そうしましたら、1問目なんですけれども、対象から外すことはできないということですが、EUの一般データ保護規制、いわゆるGDPRですけれども、個人の申出があればそれを利用できないという、個人の自己コントロール権の部分が、オープンデータ化する中でも並行できちんと考えていかなければならないことにつきましては、区としてどう考えるのかということをもう一回お願いいたします。

それと、最後の質問のオープンデータ化の突合で個人情報、先ほど、1個しかないデータは個人が特定される可能性があるとお答えいただきましたけれども、1個の情報じゃなくても、センシティブな情報が集まって、個人情報の部分を取り除いたとしても、様々なデータを突合すれば、やはり個人が特定できてしまうというようなこともあります。ということも海外の事例ではありますし、そういったことまで考えてこの情報処理を行うのかどうか、確認をさせていただきます。

区側 EUのGDPRを念頭にご質疑いただいたところでございます。自己コントロール権ということですが、EUですとかそういったところでは、そういった制度が確立されているという状況でございますが、日本の中でも自己コントロール権というところはテーマの一つなんだとは理解しているところでございます。

個人情報保護法の改正の中で、そういったところが今後議論されていくような動きがあれば、区としてもそういったところは適切に対応していくべきだということでは考えていますけれども、現状の制度の枠組みの中では、まだそういったところが明確に制度として確立はされていないのが今の現状かと思いますので、国の動向ですとか国会の議論等も含めながら、その部分については注視していきたいですし、区としても、そういった制度が確立していく段取りが組まれたということであれば適切な対応を図っていきたい、そう考えているところでございます。

2点目の再質問でございますけれども、複数のデータでもセンシティブデータで積み増していけば個人が特定されるんじゃないかというところですが、先ほども申し上げましたとおり、その可能性は大いにあるというところは、区としても念頭に置いていく必要があると思っております。ついては、このデータ利活用の分析基盤を使っていくにあたりまして、集計データとして、個人情報をそぎ落とした抽象化後のデータについて特異なデータ、1つのデータもありますし、複数のデータで組み合わせることで個人が特定される可能性があるデータがないかというチェックを区としてもしっかりやった上で、統計データとしてこれを使っていく、政策立案に結びつけていくということを考えております。

区の中でも、全職員がオールフリーでどうぞ見てくださいということは考えておりません。審議会資料にもございまして、特定の職員が特定の目的のため、その業務を遂行するために統計データを使って、区の政策立案に結びつけていく、そういうところを考えておりますので、しっかり個人情報の担保、センシティブ情報の漏えい等がないように区としても取組をしていきたいと考えています。

会長 次の委員どうぞ。

委員 1つだけ質問したいと思うんですけども、最近はデータそのものが、本物のデータであるのかとか、わざと流された偽のデータではないかとかというようなことが問題になっておりますけれども、例えばデジタルアーカイブ、2の②のところですね、これは結構、いろいろな投稿とかそういうようなものを活用するという予定になるのであるのか。そういう偽情報などに対してどのような対応をすると考えているのか、こちらをお伺いしたいと思います。

区側 委員からの、偽情報に関する投稿の取扱いというところでございます。委員ご指摘のとおり、デジタル上でいろいろとデータをやり取りいたしますと、本人のなり済すまじですとか、本人だとしても、手元が狂って本人じゃないデータが送られてきたりとか、そういったことがあろうかと思えます。そういったものがそのままインターネットの世界に公開されていきますと、ご承知のとおり、もう戻すことができないという状況になってしまいます。

ついては、公開にあたりまして、この写真ですとか映像とかがご本人のものなのかどうか、また確認をしながら、一個一個丁寧にやっていかないといけないと思っております。そういった作業の中で、本物のデータなのか、偽データなのか、フェイクなのかというところは見極めをして、投稿してくださった方との信頼関係を築きながらですね、区民の方々と一緒にデジタルアーカイブを作っていくと、そう思っているところです。

会長 次の委員どうぞ。

委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、このデータの主な利用者、区民なのか、区の外の方たち、他の自治体の方でも、誰でもこのデータにアクセスできるのかという、アクセスできる範囲、それから、もう一つ、どこからアクセスできるのかということと、データの管理元、これは国なのか目黒区なのか、どこが管理責任者なのかというのをお尋ねしたいんですけれども。

区側 委員からの2点にわたるご質疑でございます。

1点目、データ利用、区民の方以外の区外の方も利用できるのかというところでございます。オープンデータカタログサイトについて言えば、区民の方に限定せず、既にインターネット上で公開してございます世界中の方から利用していただいているという状況でございます。同じようにデジタルアーカイブ事業につきましても、インターネット上でGISや、そのデータを使って、見ていただけるようなサイトを作っていくというところで、こちらも世界中の方からご覧いただくことを想定しているところでございます。

一方で、庁内ビッグデータ分析基盤、こちらについては、区の政策立案にあたりまして必要なデータを、統計データを1か所に集めていくというものでございますので、一義的には区の職員だけが利用していくことを想定しておりますが、一方で、国の取組であるオープンデータの取組も必要というところですので、その統計データで個人情報や、統計データですから、もともとない前提で申し上げますと、特異なデータもないというところを確認して、それをオープンデータカタログサイトなどに展開していくということも将来的には考えているところでございます。ですので、庁内ビッグデータ分析基盤は区職員が限定で使う。その上で、統計データとして使える、公開しても支障がないものということがあるとするならばオープンデータにも結びつけていく、そういったことを考えているところです。

2点目、管理主体はどうなるのかというところでございます。オープンデータカタログサイト、デジタルアーカイブ、庁内ビッグデータ分析基盤ともに、管理主体は目黒区になります。目黒区が責任を持って管理し運営をしていく、そういったことを考えております。

会長 次の委員どうぞ。

委員 2点、質問させてください。

1つ目は、個人情報じゃなくて、先ほど、扱うのは統計データだということだと思っただけなんですけれども、そうだとしたときには、そうすると、利用するものは全て統計データということになると思います。その場合の、この審議の必要性というところがある。個人情報を扱う委託というのはあまり存在しないような気がするのですが、その点が、どこまで個人情報なのかというのを確認させていただきたいのが1点。

あと、2点目は瑣末なんですけれども、資料1-3の下の図のところの「分析基盤（プライベートクラウド）」と書いてあるんですけども、別紙2の4条の2の理由のところ、AWS等のクラウドサービスと書いてあって、AWSって、アマゾンや、いわゆるパブリッククラウドと言われるものかなと思いますので、ちょっとここが矛盾しているように感じたので、ご説明をお願いいたします。

区側 委員の2点にわたるご質疑でございます。審議会の必要性との絡み、委託の部分を含めてということですが、庁内ビッグデータ分析基盤の構築にあたりまして、分析基盤を構築した後、データの最初の運営にあたりまして、設定ですとかそういったところの中で、個人情報を取り扱っているところを保守業者が見るといようなことが想定されますので、委託ということで今回諮問を出させていただいているところでございます。

基本的には、抽象化する前のデータは即座に消すんですが、委託の作業の過程において、即座に消そうと思ったんだけども見てしまう、見られる環境があるというところで、今回諮りをさせていただいたところでございます。

2点目、プライベートクラウドとAWS、アマゾンウェブサービスとオープンデータのパブリッククラウドとの関係ということですが、こちら、確かに矛盾があるところではございますけれども、これから業者選定の中で、AWSは一例ということで挙げさせていただいたところがありまして、どういったデータベースクラウド上の形でやっていくのかというのは、業者とこれから打合せをしていく中で詳細、細部が決まっていくというところで、プライベートクラウドですとかパブリッククラウド、どういったものを使っていくというところは、これから入札等で決まっていくという中で、ちょっと齟齬が出たというところは大変申し訳ございません。

会長 次の委員どうぞ。

委員 2点伺います。1点目、資料1-1のデジタルアーカイブについてなんですけれども、33「取り扱う個人情報」の中で③「デジタルアーカイブシステム」、この中に氏名と連絡先というのがあります。これ、何に使うのかというのを伺いたい。要は、デジタルアーカイブで、閲覧の方がニックネームとか連絡先が見えるような形で表示するためにやるのか、それとも、そこに別の人が入り込んでいたりしたときに連絡を取るためということで使われるのか。もし後者だった場合は、これらのデータというのは、じゃ、書き込みとかの心配がないねとなったらすぐに消去するものなのか、それとも、区としては、デジタルアーカイブシステムに置いている期間内はそのまま保持するものなのか、このデータの扱い方を教えていただきたいというのが1点目です。

2点目、次のページで、イ「区内部における対策」の（ア）の「ID管理」に「共有IDの場合も含む」とあるんですが、これはどういうことなのか教えていただきたい。どこまでが



共有IDで、課ごとにIDをつけるのか、あるいは、もっと大きな単位なのかということも含めて伺いたいと思います。

区側 委員のご質疑、2点いただきました。

1点目、資料1-1のページの3、「取り扱う個人情報」のデジタルアーカイブの部分の氏名と連絡先というところでございます。こちらにつきましては、原則、投稿いただいてからずっと保持をしていくことを想定しております。といいますのも、先ほどらいから、他者が写り込んでいる場合の確認等、こちらの確認のために使わせていただくというところがございましたが、いただいたデジタルデータが公開されていて、それをまた別で使いたいという、公開されているものを別で使いたい。例えば、報道で使いたいとか、そういったことがあり得るかもしれませんけれども、そういった場合に、そのデータを消してしまいますと元に当たれなくなってしまいまして、使用許諾をさらにいただくとか、そういった調整ができなくなってしまうことがございますので、原則、連絡先は個人を指定することを想定しているところでございます。

2点目、共有IDの管理というところで、資料1-2のアクセス制御のID管理の部分のご質疑でございます。こちらにつきましては、課の単位で共有IDを振るという運用も、デジタルアーカイブですとかオープンデータについて想定されるところがございまして、「共有ID」という表現をさせていただきました。原則、課を単位として、課の人数が複数であれば、係の複数に分けて管理することは想定されますけれども、一応、課単位での管理になります。

委員 再質問、1点目についてですけれども、そうすると、じゃ、例えばそのデータ、人が写り込んでいましたとなったら、写り込んでいる方にも連絡を取って、載せてもいいですかと多分確認されると思うんですが、ですから、写り込んでいる人の名前だとか連絡先も投稿が続いている間は保持するということなのか。また、そのときに、その方には、デジタルアーカイブに載せてもいいですかということをお聞きだけじゃなくて、その連絡先とかも区として保持しておいていいですかと、また、何かの際に連絡させていただくのでみたいな、そういう形で、そっちのほうの許諾も取るようにされるのかどうか伺いたいと思います。

それから、2点目について、どちらの場合もあり得るということだったんですけど、結局どちらを想定しているのかなど。これ、ユーザー管理するのであれば、個人が特定できるような形でやるのが望ましいと思うんですけれども、それよりか、利便性という点で、基本的には課単位で共有IDということ想定されているのか、それとも、何かやむを得ない事情があるときに課単位で共有IDを使いますということなのか、その使い分け、もし今、基準というか、考えられていることがあったら教えてください。

区側 1点目の他者のデータについて、ずっと保持しておくのかという関連のご質問でございます。許諾をもらったというところは、やはり記録として残しておかないと、後々、この写真の写り込んでいる方が覚えていらっしゃるかどうかさっぱり分からなくなってしまうと、そういったことで事故があってはいけませんので、そのデータについても保持をしておきますし、その保持にあたりましては、保持のご了承をいただくことを想定しているところでございます。

2点目の共有IDの関連のご質疑ですけれども、今想定しているのは、デジタルアーカイブですとかオープンデータカタログサイト、こちらについては共有IDで想定をしているところです。といいますのも、課単位である程度操作をしていけば、個人情報も、ある程度は

ありますけれども、そこまでセンシティブな、気をつけていかなきゃいけないところというのは、氏名、連絡先等ありますが、簡便にできるのかなというところでは。

一方で、庁内ビッグデータ分析基盤については、個人単位を想定はしているんですけども、個人で使うほうが都合が悪いというケースも中にはあるのかもしれませんが、原則は個人単位というところで考えていますが、例外的に、相応の理由があれば課単位でも発出するというのを考えていきたいと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、その共有ID、誰が使うのかというところは、管理所管課である行政情報マネジメント課が把握しておくべき事項と考えていますので、そこは常に把握して、適切なIDの振出しをしていきたいと考えています。

会長       どうぞ。

委員       私の理解力不足で申し訳ないんですが、2点目に関してです。デジタルアーカイブとオープンデータカタログサイトについては全然それでいいと思うんですけども、庁内ビッグデータの分析基盤については、行政情報マネジメント課がほかの課から申請を受けて、誰々が使いたいのでIDを付与してください、そのたびに許可をしていくということなのか、それとも、あらかじめ個人単位で割り振られたIDがもう存在するのか。ですから、申請をしてもらって、何のために使うんですよというのをしっかり一つ一つ確認して、このIDを振るといような運用になるのかどうか、再度教えてください。

区側       庁内ビッグデータ分析基盤の立ち上げの際には、こういった計画で使うので、この課の誰が使いたいんですって一斉に調査をかけます。その上で、その年度の途中ですとか、新たにこの事業で計画をつくりたい、事業を見直ししたいという場合には、1件1件、単件で申請をいただいてIDを振るといことを想定しております。

会長       次の委員どうぞ。

委員       大体ほかの皆さんのご質問があったので分かったんですが、私がまだ分からない何点か、順番に聞かせていただければと思うんですが、資料1-1、3の②の庁内ビッグデータ分析システム・テキストマイニングシステム、これ、容易に個人を特定できないデータに変換ということで、統計データにするというお話だったんですが、容易にということについて、この難易度といいますか、つまり、もうこれは統計データになってしまって、全く通常の個人情報に戻せないよというレベルなのか、やっぱりある程度の技術のものによっては個人情報が出てしまうよというレベルなのか、ここのところが分からなかったんですけども、区としてはどのように考えているんでしょうか。

区側       容易に個人が特定できないデータに変換というところのご質疑でございますけれども、分かりやすいのは、氏名はごそっと落としてしまって、住所ですと、例えば、上目黒二丁目19-15、区役所の住所ですけども、のうち15番まで残す。15番地まで残すとか、二丁目で止めるとか、データの必要性に応じて、そこは切り分けていく必要があると思っておりますけれども、データを途中で止めるというようなパターン、あるいは生年月日について言えば、何歳とか、統計によっては、何十代と広げていい場合もありますので、そういった丸める処理をする、そういったことを想定しております。

この容易にというところが特定され得るような、特異なデータが完全にないようにチェッ

クはいたしますけれども、本当にたくさんのデータを見比べてつなげていったときに、個人が特定できる可能性もあります。可能性はありますが、それがないようにチェックはするんですけれども、そういったところで個人を特定できないよう、ほかのものと組み合わせても特定できないようにしていくという意味で、容易に個人を特定できないようにという表現を使わせていただいたということでございます。

委員 何を聞きたいかという、容易に特定できないデータに変換をすることになったときに、統計データになるんだと思いますが、統計データというのは、個人情報を含むデータとして区は取り扱っていくのかどうか、このところがはっきりしなかったもので、そこはもう統計データは個人情報を含まないという感じなんですか。個人情報は含まないという運用を考えているのか、それとも、やはり個人を特定する可能性があるんだから、引き続き個人情報の範疇に入ると、そういうデータなんだとして取り扱っていくのか、この辺、実は今回の個人情報保護法が改正されて、将来、区が導入する制度にちょっと絡んでくるんじゃないかと思うんですね。個人情報を復活できないというだけの確信が持てれば、個人情報じゃないよという扱いはできると思うんですが、もし何らかの技術的なもので戻っちゃうよになったら、個人情報として取り扱わざるを得ないのかなと思っているんですが、このところは、区として現在どう、特に今回の案件についてはどうお考えなのか教えていただければというのが趣旨なんですけれども、いかがでしょうか。

区側 この取り扱うデータの結論としては、個人情報が含まれない形、個人情報ではないというもので考えているところでございます。個人情報が含まれない形の統計データをどうやって作り出していくのかというところの技術はある程度、既にいろんなものがありますけれども、そういったものを使いながら、個人情報をそぎ落としていくところを考えております。

委員 分かりました。国が行政情報についていろいろともう実際に動いているから、その辺を参考にしながら、統計データは個人情報を含まないと、こういう扱いをしていくと、こういう理解でよろしいでしょうか。

区側 そうです。

委員 分かりました。じゃ、2点目、よろしいでしょうか。2点目、資料1-2の5番で稼働予定が9月となっているんですが、実は委託業者の選定について、今回何も触れられていないんですけれども、委託業者さんはもう決められているんでしょうか。それとも、これから選定されていかれるんでしょうか。つまり、個人情報の取扱いについての能力、個人情報を保護するだけの力があるのかどうか、その辺のチェックを、例えば公募して、条件をしっかりとつけてやっていくのか。特命随意契約によって確認している人を決めていくのか、それとも指名競争入札みたいな形にして、その中間的な形を取っていくのか、この辺のお考えはどうなんでしょうか、教えていただければと思うんですが。

区側 こちらは、審議会の承認をいただいてから事業を開始していくというのが大前提でございまして、審議会のご承認をいただいた後、契約を締結するための段取りに入っていく、そういったことで考えております。プロポーザルによって、今、進めていこうかなというところで考えているところですが、まだ内容的に手続はこれからということですよ。

委員	<p>これからということなのですが、希望としましては、やはり個人情報を取り扱うということですので、委託業者さんにはその力がしっかりあるところを確認して選定していただければよろしいかなと希望しておきたいと思います。</p> <p>最後、細かい点で申し訳ないんですけども、資料1-3の別紙の下の図で、区役所のデータ分析で、CSVというのが一番上に書いてありますね。CSVというのはCSVファイルのことなのか、それとも共通価値の創造という意味なのか。どっちかという、共通価値の創造かなと思うんですが、その理解でよろしいでしょうか。</p>
区側	<p>資料1-3の区役所（データ分析）の中のCSVというところでございます。こちら、もともと意図としては、CSVデータのデータそのものを表しておきまして、委員がおっしゃられた意味ではないということでございます。</p>
委員	<p>分かりました。どっちも取れるようだったので確認しておきました。了解しました。結構です。</p>
会長	<p>次の委員どうぞ。</p>
委員	<p>今の委員のご質問に対する回答の中でちょっと気になったんですけども、これ、目的によっては自由度を変える必要があるというお話だったと思うんですけども、そうすると、使う目的が発生したときに抽象化するという処理をするようなイメージですか。それとも、事前に各システムのデータを統計データとしてしまったものを1個作っておいて、それを共通利用するというものなのか、どちらなのか、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>例えば、人口のデータとか、そういった基本となるような行政データ、こちらは、例えば毎月統計で1か所に集めていくとか、そういったことがまず1点あると思います。また、年度単位で取っておくようなものとか、そういった一定のスパンごとにと取っておくようなものもあったりすると思います。そのほかに、新たにある事業をやるので、今までにないデータが欲しいぞというケースが出てきますので、そういった場合には、そのタイミングからデータを取っていく、あるいは、その1回だけでデータが終わるというケースもあるかもしれませんけれども、そういった状況に応じて自由度を少し変えていくということがあります。</p>
会長	<p>次の委員どうぞ。</p>
委員	<p>私も、先ほどの委員のご答弁の中でちょっと分からなかったところがあったので教えていただきたいんですが、統計データと統計データをつなぐ作業をした場合に個人情報特定できるようなこともあるやもしれない、そういうデータになってしまう場合もあるかもしれないというようなご答弁だったと思うんですけども、そうすると、統計データと統計データをつなぐ作業というのは、どういうふうにする手法なのかよく分からないんですが、その場合に、これは個人情報特定されちゃうよねというのを、どの段階で誰が判断をして、どのような対処するのかということをご教えていただきたいのですが。</p>
区側	<p>統計データと統計データを使って、いろいろ組み合わせていくという作業が、このEBPMの取組の一つの特徴というところがございます。各課でそういったデータを取り扱っていく中で、個人が特定されるかもしれないと申しあげましたのは、特異なデータが表面化する</p>

ということがなくもない。いろんなデータを組み合わせると、結果的に、ある条件のものが1人ということがあり得るかもしれません。そういったところについては、そういった最終のデータがどういう形になっているのかというところは所管課で確認をするとともに、分析結果の妥当性、個人情報の特定がされないかというところの妥当性のチェックは、行政情報マネジメント課で内容は確認していく必要があると考えております。

委員 そうすると、最終的に行政マネジメント課のところで、これは個人情報特定されてしまうよね、されているよねというようなデータになった場合は、それはどういう取扱いになるんですか。それを例えば、所管は、その情報、データを基に何か進めたいと思って取り出したデータだと思うんですけども、それが結果的に個人情報の特定になってしまうよねとなった場合は、どのようにされるのか教えてください。

区側 統計データ、取り方によって個人が特定されないような丸め方、丸め方と言うとちょっと言葉があれですけども、例えば年齢の部分をもう少し何十代というふうに幅を持たせてもらうとか、そういった形でデータを無駄にすることなく政策につなげていくことが必要ですので、データの取り方と項目の幅の持たせ方を工夫しながら、そのデータを利用していきたいと考えています。

委員 ありがとうございます。

会長 私からも若干よろしいですか。デジタルアーカイブやオープンデータカタログサイトはインターネット上で全て公開して、インターネットにつなげられる人には見ってもらうということなんですけど、これ、作ったはいいいけど利用者がいないということでは困るので、どれぐらいの人が利用するのか。また、作るからには、大まかに費用対効果を考えているはずなので、開発費用に見合うだけのユーザーが想定されているのか、どれぐらいの人が見に来ると、ページビュー、どれぐらいを想定しているんですか。

それから、確かに国会図書館なんかでも様々なデータをアーカイブ化して、これを推進しているところですけども、目黒区がこれを推進することで、ユーザーにこういったメリットが感じられるのかということです。

それから、先ほど他の委員からお話があったところですけども、特にデジタルアーカイブに登録される情報なんか、最近のNFTなんかをめぐるのでも、著作権者でない者がNFTをひもづけて、著作権者であるかのように装ってデータを販売したりするという事案が見られたり、昨今なんか、ロシアとウクライナの侵攻の問題でも偽情報が飛び交ったりしていますので、著作権の問題ですね。特に、自分が著作権者であると言って区から同意を取ったのに、実際には本人ではなかったと。真正な著作権者から指摘があったといった場合の同意の取り方、著作権についての契約の在り方については区としてどう考えているのかというのを教えてください。

区側 デジタルアーカイブなどインターネット上で公開していた場合の利用の状況ですとか、そういったところに関してでございます。現在、区のオープンデータカタログサイト、令和3年8月に大きくリニューアルをいたしまして、既に公開をしております。現在、おおよそ291のデータリソースを公開して、58分野を公開しているところでございます。こちらは個人情報は含まれておりませんが、毎月おおよそ1,500件ぐらいの閲覧をオープンデータカタログサイトにはアクセスしていただいているという状況でございます。

他の区市町村ではコンテンツ数はもっとたくさんあるというようなところで、このオープンデータの取組をしていくことによりまして、区民の方々のサービス向上につながっていく。例えば区民の方から、オープンデータを使ってこういう政策ができるんじゃないかというところでご提案をいただくというような事例、目黒区においても昨年度、1件ございまして、実際取り組んでいるところでございます。

このデータの取組をすることによって、2点目のご質疑の部分にも絡んできますけれども、区民の方のニーズに合った政策立案をまさにできるということが大きなメリットがあるのかなというところです。単に政策立案のために使っていくというところではなくて、データを1か所に集めることによってスピーディーに政策を、今必要なことは何なのか、区民の方々がどういう行政課題があるのかというところを区が分析して、そのまま政策につなげていくというところでは非常に有意義なものと考えているところでございます。

3点目、著作権の問題というところです。著作権の問題、非常に重要な問題だと思っていて、来たものを全て公開してしまうというところは、著作権法違反というところでまずいことになってしまうということは容易に想像しているところになります。やはりデジタルアーカイブ事業、区民の方と協働で一緒につくり上げていく。つくり上げるだけではなくて、実は区政90周年から10年間データを集めて、区制100周年に向けて、目黒のまちの様子はどうなっているのかというところを、行政だけではなくて、区民の方々と一緒につくり上げていくということを想定しています。そのデータを集める過程で、区民の方々と一緒になってこの取組をしていくというところで、投稿してくださる方とも会話をしながら、見える関係の中でデータを発表していくというようなことが一番、著作権の侵害あるいはフェイクの問題が解決できるのかなというところで、ちょっと時代に逆行するかもしれませんが、フェースツーフェースの中で公開をしていくというところは丁寧にやっていきたいですし、著作権者が第三者に疑われる取扱いというところは丁寧に事故がないようにやっていきたいと考えております。

会長      ありがとうございます。著作権の問題は、これまた非常にセンシティブなところがありますので、特に音楽とか映像なんかで多くの人に関わっているときには、自分は許諾を与えていないとか自分が作ったのと似ているといったトラブルも抱えがちなので、丁寧に進めて、トラブルのないようにやっていただければと思います。

あらかた質疑が出たようですので、採決に入りたいと思います。

それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

それでは、反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

採決の状況をお伝えください。

区側      賛成が16、反対が2でございます。

会長      ありがとうございます。賛成16でございますので、本件諮問については承認いたします。ありがとうございました。

(2) 図書館情報システム、電子図書館システム及び閲覧席予約システムの運用一体化に伴う業務委託範囲の拡大及び外部結合について

会長	次の諮問事項に参ります。諮問事項(2) 図書館情報システム、電子図書館システム及び閲覧席予約システムの運用一体化に伴う業務委託範囲の拡大及び外部結合について、区から説明をお願いします。
区側	(資料により説明) (約6分)
会長	ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。 委員どうぞ。
委員	1点質問なんですけれども、別紙1の図書館利用者のところなんですけれども、最近、図書館や公共施設へのサイバー攻撃が大変増えていまして、例えば、図書館利用者に対してフィッシング詐欺のメールとかが送られてきたということで、それを開いてしまったというような場合には、どこかから個人情報が流出するようなことにはならないのかどうか確認をさせていただきたいと思います。
区側	まず、セキュリティに関する対策というところでございますが、こちらにつきましては、例えばサイバー攻撃に対する対応というようなところでございまして、図書館情報システムの標的型の攻撃対策といたしましては、業務端末をインターネットから分離させているところでございます。また、こちら、図書館情報システムで申し上げますと、データセンター及びシステムの監視等の措置によりまして、例えばホームページの改ざんですとかサイバー攻撃等によりまして業務妨害や侵入に対して対応した措置を行って、図書館情報システムの強靱性の向上を図っているところでございます。
委員	今、利用者側ではないご説明だったと思うんですけれども、私が質問したのは、図書館利用者側、今、ここには、ではない側からのフィッシング詐欺のメールとか、とにかく今、図書館だったり病院だったり、様々なサイバー攻撃、本当に増えていきますので、そういったところからの、要するに利用者個人が、あまりそういったセキュリティ対策をしていないという方も中にはおられると思いますので、そういったところから情報が流れて、データが流出してしまうのではないかというようなことについての懸念を質問させていただいたんですけれども。
区側	そういったことに関しましては、1つは図書館ホームページ等で注意喚起などもさらに行うなど、フィッシングにご注意くださいというようなところの注意喚起といったようなところはさらに図っていきたくと考えております。
委員	注意喚起をしたとしても、それが詐欺かどうかということがやはり、デジタルデバインドではありませんけれども、感染のリスクが心配で、電子書籍を借りたいということで、あまりデジタルに関して詳しくない方もいるかもしれませんが、そういう方に対して注意喚起をしたとしても、その意味を捉えていただけるかどうかということは難しい部分はあるかもしれませんので、そういったことについて、ただ注意喚起をすればいいということではない

と思うんですけれども、その辺の対策をお伺いします。

区側

今、電子書籍というお話でございましたが、こちらに関しましては、別途、ご登録を改めていただくとという仕組みになってございます。その際に、利用方法ですとかそういったところのご説明などもさせていただいているところではございますが、こちらからメールをお送りして、何かをお願いするということはありませんというところも含めてご説明をさせていただいているところではございます。これにつきましても、いま一度、そういった利用申込者の方へご説明をさせていただくなど、できる限り徹底をさせていただこうと思っております。

会長

次の委員どうぞ。

委員

教えていただきたい点があるんですけれども、資料2-1の4「運用保守業務の委託事業者に対する追加業務」ということで書かれているんですけれども、この追加をされるということなんですけれども、多分、図書館情報システムの業者さんのことを言っていると思うんですが、電子図書館システムについては、これは委託をされていて、業者さんは同じ方なんでしょうか。

区側

電子図書館システムの保守等の事業者は「図書館流通センター」という事業者で、図書館情報システムの運用保守事業者と別事業者になっております。

委員

分かりました。そうだとすると、5にある今回のセキュリティ対策は、現在やっている業者さんに図書館情報システムについては追加をして、閲覧席予約システムについては、その図書館情報システムの業者さんに特命で新規でお願いするということですか、それとも、電子図書館システムさんの業者さんと競争させて、その結果に基づいて特記仕様書を交わしていくのでしょうか。その辺、よく分からなかったんですが。

区側

閲覧席予約システムでございますが、こちらにつきましては、パッケージとなっておりますシステムを導入いたしまして、現在の図書館情報システムを保守委託している事業者のほうで委託等を行っていただく予定でございます。

委員

分かりました。そうすると、現在、図書館情報システムをされている業者さんが新しいシステムを全てやるということですね。

区側

はい、さようでございます。

委員

そうしますと、先ほどのご説明では電子図書館システムは別業者さんがしていると。そうすると、5番のセキュリティ対策が、これは特記仕様書はあくまでも図書館情報システムを現在やっている、そちらの業者さんにしか関わってこないと。そうすると、新たにつながっていくもう一つの電子図書館システムの委託業者さんに対しては、つながったことによって、個人情報のやり取りで、追加の特記仕様書みたいなものをお願いするということは必要になるんじゃないかと思うんですが、そこはどう考えているのか。

区側

こちらにつきましても、現時点でも単独運用ではございますが、特記仕様書を取り交わし



て、情報漏えいの対策をしっかりやるような形になってございますが、今回も電子図書館のシステムは、業務がさらにそこで増えるわけではございませんが、引き続き同様に特記仕様書を添付いたしまして、きっちりと遵守をして運用していただくよう伝えるところでございます。

委員 そうしますと、確認なんですけれども、今、2つの委託業者さんがシステムに関わっているんですけども、その2つとも同じような形の特記仕様書を守ってもらうように手順をすると、こういうことでよろしいでしょうか。

区側 はい、そうです。

委員 分かりました。最後なんですけれども、特記仕様書なんですけれども、かなりしっかりした特記仕様書を作っていただいて、それをカスタマイズして使っていくんだと。そうすると、現在の契約にある特記仕様書は交換されて、新しい特記仕様書一本でいくような形になる、こういうふうに考えればいいんでしょうか。

区側 図書館情報システムは図書館情報システムの特記仕様書、電子図書館システムは電子図書館システムの特記仕様書というところで、それぞれ定めて提案をいたします。

委員 じゃ、分けて質問しますが、図書館情報システムについては、新しいシステムの追加もあり、それから新規のものもありということですので、今回資料2-1でご説明いただいた標準特記仕様書のカスタマイズ、これ一本になるのかどうかというのはいかがでしょうか。

区側 委員お尋ねの件につきましては、一本になるというところでございます。

委員 分かりました。もう一つの電子図書館システムについては、連結に伴う特記仕様書について今回ご説明がなくて、どのような内容なのか分からないんですけど、そこはしかるべくしっかりやっていただくということをお願いするしかないんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

区側 承知いたしました。

会長 ほかの方、いかがでしょうか。  
次の委員どうぞ。

委員 利用者の立場からお伺ひしたいんですけども、今、貸出券の番号とパスワードを持っているわけですが、今、システムとしては3つあるわけですね。今現在、図書館のサイトに入って、書籍をサーチしたりとか予約ができるんですけども、1か所に入って、全て電子図書館システムにもつながるし閲覧席予約システムにもつながるということで、ばらばらに入るということではなくて、アクセスは1か所で、そこから選べるという形になるわけですね。今持っている貸出番号とパスワードは、既存のものはそのまま使えるということですよ。よろしいんでしょうか。

区側 はい、おっしゃるとおりです。

会長	<p>図書館でこのように使えるようになるというのは非常に便利でいいんですけども、先ほど他の委員からもご指摘があったように、自治体のメールサーバなんか脆弱性を突いて侵入されてフィッシングメールが送られるというのが、他の自治体でも大規模なものが発生していますので、その点については、所管からご説明があったように注意喚起をしっかりとやっていただきたい。金融機関等でもやっておるように、こういうメールが来たときには十分注意してくれとか、図書館からこういうメールを出すことはありませんとか。ただ、やり過ぎると、手口を敵に知られることにもなるので、その辺りのさじ加減は難しいと思うんですが、行政情報マネジメント課等ともご相談いただいて、注意喚起の方法、それから、脆弱性情報をしっかりとサーバ構築業者に確認していただいて、そういう不正が起きないように対策をしっかりとやっていただければと思います。</p>
区側	<p>委託事業者ともそこら辺につきましてはきちっと打合せ、確認等の上、ご利用者の皆様にもご迷惑をおかけしないように、より適切に、このシステムを運用していきたいと考えているところでございます。</p>
会長	<p>よろしく願いいたします。  それでは、よろしければ採決に移ります。  賛成の方、挙手をお願いいたします。  (賛成者挙手)  反対の方、挙手をお願いいたします。  (反対者挙手)  採決の状況をお伝えください。</p>
区側	<p>賛成が18、反対がゼロでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。賛成18名でございますので、本件諮問については承認いたします。ありがとうございました。</p>

### 3 その他

会長	<p>以上で、本日予定していた議題は終了いたしました。本日、議題が2件ということもあって、久しぶりに、定刻よりもかなり早く終わることができました。</p> <p>次回の審議会の招集でございますが、事務局から令和4年6月27日月曜日午後2時からを予定したいということでございます。通常、終了時刻は午後4時を予定しておりますが、案件が多い場合には、従前同様、午後5時までかかる場合もございますので、その可能性も含めて、あらかじめご了承をお願いいたします。</p> <p>そのほか、事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。</p>
区側	<p>今、会長からもお話しいただきましたとおり、来年度の6月の日程についてお話しさせていただいたところでございます。なお、第2回審議会につきましては、本日机上配付させていただきました資料の中に記載のとおり、10月17日を予定してございます。なお、第17期情報公開・個人情報保護審議会の委員の任期につきましては10月31日までというところでございますので、一旦10月までというところでスケジュールを示させていただいた</p>

ところでございます。委員の方はご予約いただきますよう、重ねてお願いいたします。

また、いつものとおりでございますけれども、会議録につきましては、後日、事務局で取りまとめたものを案といたしまして出席者の方々に送付をさせていただきます。恐れ入ります、内容をご確認いただければと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、6月の開催が対面式じゃないことも想定されます。開催状況につきましては、オンライン開催、書面開催等、状況によって、事前に会長、副会長とご相談をさせていただきます、事務局からご案内させていただければと思います。

会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本審議会、本日は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上